

## 福祉サービス第三者評価 評価結果

項 目			評価結果
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
着 眼 点	○	1 理念、基本方針が法人、認定子ども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定子ども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定子ども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
		6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
		7 (認定子ども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		<p>理念と基本方針は、全体的な計画やホームページに掲載されている。理念は「子どもがこどもらしく、主体的に活動することを通して、生きる力の基礎を育む」としており、子ども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は、「子どもの最善の利益を第一に」教育保育の実践や家庭・地域との協力の推進、職員の自己研鑽について明示して理念と整合し、職員の行動規範となる内容になっている。職員会議で職員への周知が図られている。理念は玄関に掲示し、園だよりに記載するなど保護者等への周知が図られている。</p> <p>理念や基本方針の周知状況を確認する継続的な取組の実施、及び保護者会等での説明が望まれる。</p>	
<b>I-2 経営状況の把握</b>			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
着 眼 点		1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の子どもの子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定子ども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
		4 定期的に教育・保育のコスト分析や認定子ども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		<p>園長は、子ども園園長連絡会へ参加し、児童福祉法や学力向上推進計画、第2期那覇市子ども子育て支援事業計画について把握している。出生率の低下による児童数の減少と認可園の増加で年々利用者が減少傾向にあること、一方、通勤経路の利便性から校区外の利用者が多く、就学前教育として近隣の保育園から5歳児の転入者が多いことを把握している。</p> <p>社会福祉事業全体の動向の把握、及び定期的な教育・保育コストの分析や認定子ども園利用者の推移、利用率等の分析が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		園長は、課題として不審者の度重なる夜間侵入に対して、市担当窓口や警察等と連携し、警察の巡回や園庭への防犯カメラの設置等、安全の確保に務めている。施設敷地内の樹木が沿道の通行の妨げになり、近隣から苦情が出た際は、主管課と調整して伐採費用を確保し、対応している。職員の休職について教頭や担任と情報を共有し職員会議で周知しながら、今後の採用等について市担当部署との調整を進めている。	
<b>I-3 事業計画の策定</b>			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		園の理念や基本方針の実現に向けて中・長期計画が策定され、施設整備や備品購入、人材育成、地域貢献に関する方針が示されている。子育て支援及び実習生やボランティア受け入れのマニュアル作成と積極的な受け入れ等、実施状況の評価を行える内容となっている。 施設整備や備品購入等について、老朽化や耐用年数等を勘案した具体的な年次計画、及び中・長期の収支計画の策定が望まれる。	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		教育及び保育の内容に関する全体的計画には、子育ての支援や地域との連携、職員研修計画等が明示されている。未就園児への園庭開放や子育て相談日の設定、真和志小学校区地域街づくり協議会への参加等、実行可能な内容で、実施状況の評価を行える内容となっている。行事計画には、職員会議や研修等の日程が記載されている。 単年度計画に、施設整備や備品購入、ボランティアや実習生の受け入れ事業計画等を追加して中・長期計画との整合性をはかることが望まれる。	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		<p>単年度の事業計画は、全体的な計画に基づき教育保育計画(学校評価計画、延長保育実施計画、子育て支援、年間指導計画、安全年間計画等)が、作成の手引きに沿って職員が分担して策定されている。策定された教育保育計画の冊子は担任保育教諭に配り、週案作成等の会議に持参するなど周知されている。学校評価は、職員の自己評価と保護者アンケートを12月、学校関係者評価は2月など、評価と公表の時期を定めて実施されている。教育保育計画の実施状況は、毎月の職員会議で進捗状況を把握し、行事や安全計画等はその都度反省・評価を行っている。教育保育計画の見直しは1月に各担当で検討され、2月に案を作成し、3月の職員会議で協議して決定している。研修については報告書が作成されている。</p> <p>教育保育計画のすべての事業計画について実績報告の作成が望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>全体的な計画は、入園説明会において入園のしおりと一緒に配布し、学校評議員会でも配布して周知するほか、玄関口にも掲示している。入園や進級時に保護者に年間行事計画が配布されている。園だよりには、理念や目標、指導のねらい等を記載し保護者に配布している。</p> <p>事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料等を作成して保護者の理解を促す工夫、及び行事計画以外に職員の研修や会議等についての記載が望まれる。</p> <p>行事のみの周知の場合は評価基準により「C」評価となる。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
着眼点	○	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○	2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント		<p>学校評価(教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート)が毎年実施されている。計画から実施、評価結果の集計・考察、全職員による改善策の検討、評価結果の公表について、それぞれに時期を定め、園長と教頭を中心に体制が整備されている。自己評価の結果については公表すると共に保護者に配布している。今年度は第三者評価も受審している。</p> <p>PDCAサイクルに基づく教育・保育の実施について、教育保育計画の各事業計画の実績報告の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
着眼点	○	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○	2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント		<p>評価結果に基づく課題として、参加しやすい保育参観等の在り方と子育て相談等を通じた家庭との連携強化、地域の子育て支援のあり方が明文化され、職員会議で共有されている。6月の保育参観はコロナ感染症対策を行い、各クラスを2つのグループに分けて6日間開催している。子育て相談日の案内についてはホームページでも公開して周知し、園庭開放や地域の子育て支援「つどいの広場」との連携に取り組んでいる。改善計画は年度末の職員会議で評価し見直している。</p>	
<b>II 組織の運営管理</b>			
<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
着眼点	○	1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○	2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。
	○	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○	4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント		<p>園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を年度初めの職員会議で説明している。自らの役割と責任については、ホームページに園長挨拶を掲載し、園長名で園だよりを発行している。教育保育計画には、園務分掌の基本方針を記載し、業務内容の担当者を配置して全職員に周知している。園務分掌で教頭が園長を補佐することが明示され、園長不在時は教頭が代理を務め、園長・教頭が不在の場合等の緊急対応は担任等で判断し対応することが明確化されている。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント		<p>法令遵守については、那覇市の契約規則に基づいて指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。消耗品等は市全体で環境に配慮した物品購入に取り組んでいる。那覇市職員服務規程には、セクシャルハラスメントとパワーハラスメント、妊娠出産育児又は介護に関するハラスメントの禁止が明記されている。園長は、園長連絡会に参加するとともに、市の条例や規則、国等からの周知文書をファイリングして職員が閲覧できるように配慮している。個人情報保護に関する研修受講後は伝達研修を実施し、資料を回覧している。働き方改革については、職員に義務化された年休5日についても取得を促している。</p> <p>ハラスメントの禁止について、職員へ周知するための研修等が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント		<p>教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行っている。園長は、参加しやすい保育参観等の検討、子育て相談等家庭との連携、地域子育て支援のあり方、基本的な生活習慣の確立を課題として明示している。コロナ禍での保育参観について、今年度は、コロナ感染症対策を行い、給食参観日は、クラスを2つのグループに分け、2日間設定して実施している。運動会もクラス単位で開催したことで園児の成長の様子がよく見えたと保護者の満足度を高めている。子育て支援については、子育て相談の案内をし、未就園児の親子への園庭開放を実施している。基本的な生活習慣の確立については、夏休み期間等に「早寝・早起き・朝ごはん・お手伝い」の生活チェックを実施し、子どもたちが取り組めるよう「やってみよう」カードを作成して園長と園児の個人面談を行う等の工夫をしている。コロナ禍の誕生会はバッジをつけて祝福を受ける取組をしている。教育・保育の質の向上に向けて、職員間の保育参観や課題研究に取り組み、虐待防止や発達支援、食物アレルギー等の園外研修の受講をさせている。</p>	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント		<p>組織の理念や基本方針の実現に向けて労務分析を行い、12時間開所や週休代替のフリー保育教諭3名、特別支援教育ヘルパー4名、園務補助員1名を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。昨年よりクラスだよりをカラー印刷して保護者に配布できている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、働きやすい環境整備に取り組んでいる。職員会議を意思決定の場としている。市として延長保育料の徴収や園児の登降園管理、保護者への緊急連絡、園だより等の配信アプリ「さくらチアーズ」が導入され、事務作業軽減に繋がっている。 遊具等の備品や設備修繕等の財務についての分析にも期待したい。</p>	

項 目			評価 結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
着 眼 点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント		<p>人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められている。市の職員採用計画に基づいて採用試験が実施され、人材が確保されている。週休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、園務補助員が配置され、必要な人材が確保されている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、会計年度任用職員等の採用はハローワークの活用や市の広報誌への掲載等により確保に努めている。市として保育士確保に関する事業に取り組んでおり、保育補助員の養成も主管課で実施されている。会計年度任用職員等に欠員が出た場合は、知人等にも呼びかけて採用活動を実施している。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
着 眼 点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
		4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
		5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント		<p>総合的な人事管理として、理念や基本方針に基づき「めざす保育教諭像」を明示している。市として人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められている。昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談し、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。労働基準法の改正により、会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られている。</p> <p>公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>	

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/>	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/>	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/>	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	<input type="radio"/>	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/>	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/>	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	<input type="radio"/>	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>労務管理に関する責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、職員の就業状況は園長と教頭が把握している。ストレスチェックを実施して市の保健師による巡回相談があり、園長と教頭による職員の相談にも応じている。公立学校共済組合の退職金制度があり、年1回は職員に健康診断を受けさせ、人間ドックやインフルエンザ予防接種への補助もある。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長は、シフト調整で事前の年次有給休暇申請は100パーセント取得できるように配慮している。人材確保に関しては、保育士の資格試験を目指す会計年度任用職員の実技試験対策として、勤務時間外に園内で同僚からピアノ指導を受けられるようサポートしている。国の制度改革により非正規職員に会計年度任用の制度が導入され、給与が月給制となり、賞与や時間外手当も支給されている。</p> <p>公立については、着眼点7は対象外とする。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	<input type="radio"/>	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	<input type="radio"/>	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	<input type="radio"/>	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	<input type="radio"/>	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けて、教育・保育計画の園経営方針に「めざす保育教諭像」を明確にし、市の人事評価制度を活用し、保育教諭は毎年、自己評価を実施している。職員は、初回の面談で目標項目と目標水準、次年度に向けて今年度中の達成手段を明確にした目標を設定している。12月～1月にかけて本人の申告に沿って園長と教頭による面談を通して達成状況を振り返り、評価して目標の見直しを行っている。</p>		

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○	2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		<p>職員の教育・研修に関しては、教育・保育計画に、「めざす保育教諭像」が明示され、職員に周知している。「那覇市保育者育成指標」が策定され、キャリアステージ(養成、採用、基礎、充実、発展、深化、共育)と各ステージの資質・能力が明記されている。市や県が策定した研修計画に沿って初任者研修や2年目研修、発達支援の研修、職種別の研修等を受講し研修報告書と資料は職員に回覧している。園内研修年間計画に沿って研修が実施され、保育教諭間の園内保育参観実施後は感想やアドバイスで気づきや学びが得られ、資質向上に取り組んでいる。園内研修年間計画は前年度の評価・反省のもと毎年見直されている。園内研担当者を中心に今年度は「指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について」のテーマで年間研究計画を作成して取り組んでいる。運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の資格・免許取得者を認定こども園職員の採用基準としている。教育・保育計画に「めざす保育教諭像」が明示されているが、研修に関する基本方針と「めざす保育教諭像」の研修計画への追記、及び研修内容やカリキュラムの評価と見直しが望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント		<p>職員一人ひとりの教育・研修について、職員の資格取得状況は採用時の履歴書と資格証の提出により把握し、毎年園長が確認している。新採用職員は沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講している。担任2人制を導入し、担任同士または園長や教頭がサポートして個別のOJTが行われている。園長や教頭、保育教諭、特別支援教育ヘルパー等は職種別研修を受講している。職員は市が主催する中堅教諭研修等の階層別研修や子育て支援、食育、発達支援等のテーマ別研修を受講している。外部研修の情報は全職員が参加できるように職員会議で研修の割当一覧を配布して確認するとともに、回覧して提供している。対象外の研修でも希望者にオンデマンド研修を受講させ、職員一人ひとりが研修を受講できるよう、シフトを調整する等の配慮をしている。研修報告書と資料は職員に回覧している。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
着 眼 点	○	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント		<p>実習生等の研修・育成については、「実習生受け入れマニュアル」に実習の目的が記載されている。新型コロナウイルス感染症予防に向けて、市から「こども園等における各種実習ガイドライン」が配布されている。実習のプログラムは学校側の実習の手引きを使い、見学と観察、部分実習、責任実習が設定されている。責任実習は指導者以外の職員も参観し、反省会で感想や意見等を伝えている。実習生受け入れに際しては、園長がオリエンテーションを実施し、守秘義務等の実習心得について資料を準備して説明している。オリエンテーションの内容は職員に周知され、実習指導者(クラス担任)は教育・保育の各種研修を受講している。実習生受入について、園児には実習初日に紹介し、保護者には園だよりで周知している。学校側の担当者とは、教頭が実習内容についての事前調整をし、実習期間中に学校担当者の訪問があり、必要に応じて電話等で連携している。</p> <p>マニュアルを用いた勉強会等の実施、及び実習記録簿の整備が望まれる。</p>	
<b>II-3 運営の透明性の確保</b>			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
着 眼 点	○	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
		5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		<p>運営の透明性については、ホームページに認定こども園の教育目標や全体的な計画、教育・保育の内容等が公開されている。苦情・相談の体制や内容については、玄関に意見箱が設置され、苦情内容や対応について公表するシステムがある。園長がパンフレット等を持参してまちづくり協議会に参加している。こども園の教育保育計画等の資料を学校評議員会で説明し、評議員を園に案内して見学に対応している。</p> <p>苦情だけでなく相談に対する改善や対応状況の公表、及び地域へ向けて理念や基本方針、こども園の活動等を説明した印刷物や広報誌等の配布が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
着眼点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
		3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
		4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、那覇市の園務分掌や契約規則等に基づいて運営されている。年度初めの職員会議において事務や経理、取引等に関する資料と、職員の役割を明記した園務分掌を職員に周知されている。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査(実地指導)が毎年実施されている。那覇市は中核市として外部監査が導入されている。公立のため着眼点3と4は対象外とする。	
<b>II-4 地域との交流、地域貢献</b>			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
		3	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント		子どもと地域との交流については、地域との連携を全体的な計画に位置付け、基本的な考え方が園経営方針や入園のしおりに明示されている。コロナ禍により保護者の立ち入りは玄関までとなっている。そのため、地域の情報として那覇市こども発達支援センターや小児健康支援センター、こども医療電話相談、厚労省の児童相談所相談専用ダイヤル(親子のための相談LINE)等は玄関周辺に掲示されている。コロナ禍以前は、小学校の5年生が来て掃除や読み聞かせを行い、まわしっ子まつりや旧盆エイサーの道じゅねーに保護者と一緒に参加する園児もいた。勤労感謝の日には、横断歩道で立哨している保護者や地域の方、給食センターの職員等に各クラスで感謝のお手紙を書いて渡している。子どもや保護者のニーズに応じて、市の発達支援センターや地域の子育て相談てくてく等の社会資源を紹介して利用を推奨し、まちづくり協議会が実施しているフードドライブのチラシを保護者に配布している。 園児が地域の行事や活動に参加する際、支援を行う体制についての検討が望まれる。	

項 目			評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力を行っている。
コメント	<p>「ボランティア受入れマニュアル」に基本姿勢が明示され、教頭を担当者として受け入れ体制を確立している。マニュアルには、受入方法や受入の可否、オリエンテーションの内容、事前説明、誓約書(守秘義務)の提出等が明示されている。地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は「職場見学(小)・職場体験(中)・インターンシップ(高)受入れマニュアル」に明記されている。ボランティア受入に際しては、園だよりで事前に保護者等に連絡し、資料を作成してオリエンテーションを実施して説明し、守秘義務等については誓約書を提出させている。今年度は、10月から保護者による読み聞かせボランティアを開始し、高校生5名のインターンシップを受け入れている。地域の講師による絵画指導(教室)を開催している。コロナ禍以前は、小学校の5年生が来て掃除をし、読み聞かせを行う等の交流をしていたが、現在は中止している。</p> <p>マニュアルは勉強会等で職員に周知することに期待したい。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○	5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>関係機関との連携については、行政機関や緊急時の連絡先等を職員室に掲示し、那覇市の子育て応援ガイド等を職員間で情報共有している。地域の子育て支援センター「つどいの広場」と連携し、園長が小学校の5役会議に参加している。年2回開催される「保・幼・こ・小連絡協議会」に園長と教頭、担任が出席して、合同研修会(小学校教育への円滑な接続)を開催している。共通の課題(遅刻が多い、挨拶をする子が少ない、忘れ物が多い等)については生活リズムチェック表を活用し、小学校と連携してこども園では基本的な生活習慣の確立に向けて「みそあじこいし」(身なり、掃除、挨拶、時間を守る、言葉遣い、椅子を揃える、姿勢)の実践に取り組んでいる。小学校と中学校、近隣の保育所と協働して公開保育を実施している。学校歯科医から歯ブラシの寄贈があり、那覇市のスポーツ専門員派遣事業を活用してかけっこ教室を開催している。発達支援児の支援にあたっては主管課から派遣される心理士による巡回相談と連携している。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児や地域の子どもについては、市の子育て支援室に相談し、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携が図られている。</p> <p>着眼点5は、地域に適切な関係機関があり、非該当とする。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
着眼点	○	1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
	○	2	(認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
	○	3	(認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
コメント		<p>地域の福祉ニーズの把握に関しては、園長や教頭が、民生委員児童員も参加している「まちづくり協議会」に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、一人暮らしの高齢者が多い地域であることを把握している。園長は毎週小学校の5役会議に出席し、市の教育・保育園長連絡協議会に参加している。定期的に「保・幼・こ・小連絡協議会」に園長と教頭、担任が参加している。地域の未就園の親子に園庭を開放し、子育て相談についてホームページや園だよりで呼びかけ、子育て相談日の実施を計画している。</p> <p>認定こども園のもつ機能の地域への還元や計画中的子育て相談等を通じて、地域の教育・保育ニーズや生活課題の把握に向けて、更なる取組が望まれる。</p>	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
着眼点		1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○	4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
		5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント		<p>公益的な事業・活動については、地域の活性化やまちづくりへの貢献として、学校周辺の清掃活動に園長と保護者が参加し、まちづくり協議会が実施しているフードドライブのチラシを保護者に配布している。</p> <p>把握した地域の教育・保育ニーズに基づいて、地域の子どもの育成・支援等に関する具体的な事業・活動を計画に明示した取組、及び被災時における福祉的な支援を必要とする住民の安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準により評価がCとなる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
		4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
		5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定子ども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定子ども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定子ども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
	コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育については、園の「倫理綱領」に「・・・一人ひとりの子どもを心から尊重し子どもの育ちを支える」と明記し、セルフチェックリストを作成して職員に周知している。「権利擁護マニュアル」に子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、「プライバシー保護マニュアル」を作成している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、いじめやトラブル等が生じた際は、その解決手段としてクラス毎に「相手のいいところ探し」の取組を行っている。人権に関する絵本コーナーでは「ええところ」や「とんでもない」「わたしと小鳥と鈴と」等の本が紹介されている。男女混合名簿を作成し、園児の名前は「さん」づけで呼び、園児の持ち物等は好きな色を選ばせる等、性差への先入観による固定的な対応をしない配慮をしている。運動会に向けての国旗作成の取組では、おすすめの絵本コーナーに「こっきのえほん」を紹介し、園児は好きな国の旗を選んで作成している。入園のしおりで特別支援教育について他の保護者にも説明している。</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮についての勉強会や研修の実施、及びセルフチェックリストの活用等により定期的に状況の把握・評価等を行い必要な対応を図ることが望まれる。</p>	
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
		4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
	コメント	<p>「プライバシー保護マニュアル」を作成し、着替え時は外から見えないように電気を消し、裸にならないような着替え方を指導して注意を促している。水遊び(プール)の時は目隠し(衝立)をし、内科検診等はカーテンのある部屋を利用している。5歳児の教室には隠れ家的なロフトが設置され、4歳児室では集団から離れてゆったりくつろげる空間がある。廊下側には友だちと一緒に過ごしたくなる絵本コーナーが設置され、落ち着ける場所がある。トイレは、4歳児用は教室内にあり、5歳児用は廊下を挟んで設置され、中仕切りで男女別になっている。個室トイレにはドアが設置され、子どものプライバシーを守る工夫がされている。</p> <p>「プライバシー保護マニュアル」の見直しと研修等による職員への周知、及び小便器の仕切りについての検討が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
着眼点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		利用希望者への情報提供については、市や園のホームページ及び園のパンフレット(こども園要覧)で紹介するとともに市の担当部署に入所申込みの案内等の冊子が置かれている。パンフレットはカラー印刷し、「教育・保育目標」や「めざす幼児像」、職員構成や日課、園行事等が記載され、イラストや写真等を用いて分かりやすく工夫されている。利用希望者には園長や教頭が対応し、パンフレットや入園のしおりを用いて説明し、見学希望者には園内外を案内しながら質問等にも個別に対応している。パンフレットと入園のしおりはその年度の予定や実態に合わせて毎年見直している。コロナ禍以前は体験入園を実施して在園児と交流していたが、現在は中止している。	
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		教育・保育の開始・変更時の説明について、コロナ禍以前は入園のしおりと重要事項説明書を配布し、パワーポイントの活用や入園のしおりの読み合わせをして保護者に説明し同意を得ている。今年度はコロナ禍で休園となり、資料を郵送で配布し、園長や教頭、担任が説明している。保育内容等の変更があった場合も保護者に説明している。入園のしおり(重要事項説明書)は教育保育目標や保育方針、こども園での生活や登園方法、持ち物の準備等をイラストや表を使って、保護者が分かりやすいよう工夫している。外国籍の保護者等、特に配慮を要する保護者には、個別に丁寧に説明している。特に配慮を要する保護者への説明についてのルール化、及び重要事項説明書については、運営規程との整合性をはかり、守秘義務や虐待防止への対応等を追記し、同意書は重要事項説明書とセットで保存することが望まれる。	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着眼点		1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		認定こども園等の変更時の配慮について、転園・退園時は、在園証明書を発行し、転園先に指導要録の写し等を送付している。就学の際は指導要録を送付し、小学校1年担任との引継ぎを行っている。特別な支援を要する園児については保護者の同意を得て必要に応じて個別支援計画等の情報を提供し、特別支援コーディネーターや担任との情報交換や引継ぎ(コロナ禍によりZoomや電話で)を行っている。退園後の相談には園長や教頭、担任が担当することを説明し、保護者が気軽に相談できるよう、声かけをしている。 教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして手渡すことが望まれる。	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
着 眼 点	○	1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント		利用者満足の上昇を目的とする取組については、日々の教育・保育の中で子どもが展開する室内や園庭遊びの様子を観察し、子どもの表情や言動等から満足度を把握するとともに、朝の会や帰りの会での子どもの発言等からも把握に努めている。保護者からは、個別面談や行事開催後のアンケートから満足度を把握し、毎年、学校評価の保護者アンケートを実施している。今年度のPTA総会は、コロナ禍で中止され、園長や教頭、職員が役員会(評議員会)に出席している。コロナ禍で中止されていた保育参観や運動会等を開催し、行事アンケートで「感染症対策にも配慮して開催され、子どもの様子を見ることができて良かった」と満足の声が多数寄せられている。学校評価の保護者アンケートからの「園内の様子を見てみたい」の声に、クラス便りに園舎内の様子を写真で紹介する等、改善に取り組んでいる。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
着 眼 点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
		4 苦情内容については、受付と解決を両つた記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
		6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント		苦情解決の仕組みについては、相談・苦情受付担当者を園長、相談・苦情解決責任者を主管課の課長とし、第三者委員2名を選任して苦情解決の体制を整備している。玄関フロアに、「みんなの声」と表示して園の相談・苦情対応窓口や第三者委員名を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱が設置されている。保護者には、コロナ禍で入園説明会が中止となり、相談・苦情対応の体制を記載した重要事項説明書(入園のしおり)を郵送している。これまで保護者から苦情の申し出はないが、地域から「子どもの送迎時に保護者が店舗敷地に駐車」の苦情の電話があり、店舗に謝罪し、保護者に対する再発防止の説明がメールや文書で行なわれている。 重要事項説明書への第三者委員の連絡先(電話番号)の追記、及び保護者以外からの電話や口頭での苦情も、受付から対応・結果の報告までを記録し公表することが望まれる。 着眼点6(公表)が確認できないため、評価基準によりC評価となる。	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
着眼点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、重要事項説明書に相談窓口と第三者委員名を記載している。玄関フロアに意見箱を設置し、相談苦情窓口の受付担当者や解決責任者、第三者委員名を記載した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示している。こども園独自に、子育て相談日を年3回設定し、相談相手を園長または教頭、担任等と選択できるように申し込み制としている。案内文書を作成して入園説明会時や開催月毎に配布し、日程等を掲示するとともに園だよりやホームページでも知らせている。園長や職員は、子どもの送迎時等に、保護者に対して日常的に声かけしている。保護者からの意見や相談に対応するスペースは、プライバシーに配慮して遊戯室やキラキラルーム、空き教室等を活用している。</p> <p>第三者評価受審時の保護者アンケートで「投書箱を設置して欲しい」の声も寄せられており、意見箱の設置について、保護者への周知の工夫が望まれる。投函し易いよう記入用紙等の設置に期待したい。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
着眼点	○	1	職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
	○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
	○	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
	○	5	意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。
	○	6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
コメント		<p>保護者からの相談や意見への対応については、玄関フロアに意見箱を設置し、相談・苦情対応担当者や責任者及び第三者委員名が記載された沖縄県運営適正化委員会のポスターが掲示され、「入園のしおり」でも説明されている。職員は保護者が相談や意見を述べ易いように、送迎時は保護者とのコミュニケーションに努めている。毎年、保護者アンケートが実施され、年3回個別面談を実施し、子育て相談会が計画されている。個別面談時の記録には、子どもの発達状況の相談等が記載されている。保護者アンケートから「クラス便りの園舎内の写真が白黒で分かりづらくカラーにして欲しい」の声に職員会議で検討し、5月のクラス便りからはカラー写真で対応されている。保護者からの相談や意見に、職員は時間がかかる時は説明し、園長や教頭に相談して迅速に対応している。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順について、「令和4年 相談・意見等対応マニュアル」を作成している。</p> <p>送迎時等、保護者からの口頭での相談や意見等についても記録の整備が望まれる。作成した対応マニュアルへの公表の追記、及び定期的な見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
		2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント		<p>リスクマネジメント体制については、職員に周知するとともに各種フローチャートは、職員室や遊戯室等に掲示されている。事故やヒヤリ・ハットが発生した場合は、職員会議で再発防止策等の検討をしている。子どもの安心と安全を脅かす事例の収集は、市から「子どものうつ伏せ寝による突然死と送迎車両への子どもの置き去りや確認忘れ」等の事例報告があり、その都度、職員に伝えている。職員に対して、小児救急対応や熱中症予防等の研修が実施されている。毎月1回、園長や教頭による園舎内と園庭の安全点検が実施され、破損した網戸や倉庫の扉等が修繕されている。園庭は、遮光ネットで熱中症対策が施され、雲梯の下には安全マットが設置され、安全対策が行われている。夜間の不審者対策として警備会社や交番による巡回が行われている。</p> <p>子どもの健康管理マニュアルに「ケガの対応について」として設定されている。さらに、児童生徒の安全確保対策危機管理マニュアル中の事故対応については学校児童を対象とした内容となっているが、就学前の乳幼児対応のリスクマネージャーを位置づけた事故対応マニュアルの作成をすること。収集した事例について、職員参画のもと再発防止策の検討が望まれる。園舎内や園庭等の安全点検については、職員も参加して毎日の実施が望まれる。</p>	
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
		3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○	7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
コメント		<p>感染症の予防や発生時における取組については、「感染症の予防と発生時等に関するマニュアル」や保健計画(感染症の予防・発生時の対応、職員の健康管理)が作成されている。「入園のしおり」には、感染症の種類や感染症に罹った場合の登園基準が明示され、保護者に配布されている。新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン」を国や県の基準変更に応じて随時見直し、保護者に周知している。園の感染症対策として、登園時は健康観察をし、家庭での体温測定等が記入された健康観察シートを提出させている。うがいは隣との間隔をあけて行い、手指消毒や手洗いの徹底に努めている。毎日、次亜塩素酸水を使用してのモップ掛けや園舎内外の遊具や用具等の消毒を行い、各クラスには嘔吐処理セットが設置されている。新型コロナ等感染症発生時は、主管課に報告し、濃厚接触者を特定して隔離し、保護者に迎えてもらうよう連絡するとともに、発生状況を保護者へのメール配信により情報提供している。</p> <p>感染症の予防と発生時等の対応マニュアルに責任者と役割を追加し、職員オリエンテーションで周知しているが、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着 眼 点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>災害時の対応体制として園長を隊長とした自衛消防隊が組織されている。危機管理マニュアルには、「火災や地震・津波、不審者対応」のフローチャーを作成して職員室等に掲示している。年間の避難訓練実施計画が作成され、毎月、火災や地震、竜巻、不審者等を想定した避難訓練と小学校と連携した合同訓練が実施されている。訓練時は、園児名簿や引き渡しカード等の入った非常用袋を持ち出し、点呼で園児の安否を確認している。災害時の保護者への引き渡しマニュアルには、災害時の避難場所や保護者への一斉メール、園児の引き渡しカードの活用等が記載され、職員や保護者に周知されている。年3回、消防用設備点検が行われ、劣化等の指摘事項は適宜修繕され、年2回、園長と教頭による建物構造や危険個所の有無、火器・電気設備等の自主点検が行われている。備蓄は、水とレトルトカレー、根菜汁、フルーツゼリー、ライスクッキー等、3日分程度が給食センターから配布され、備蓄リストを作成して賞味期限を確認し、入れ替えや補充を行う等、在庫管理が行われている。</p> <p>食物アレルギー対応の備蓄の追加、及び災害時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画の作成が望まれる。</p>		
<b>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</b>			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
着 眼 点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>教育・保育に関する標準的な実施方法(マニュアル)として、「那覇市子ども虐待対応マニュアル」「令和4年相談・意見等対応マニュアル」「教育実習生受け入れマニュアル」や「ボランティア・インターンシップ等の受け入れマニュアル」が作成され、危機管理マニュアルに「アレルギー対応」「ヒヤリハットにかかる方針」等対応マニュアルが整備されている。子どもの尊重やプライバシー保護等、権利擁護に関わる姿勢としては、「真和志こども園権利擁護マニュアル」や「真和志こども園倫理綱領」が作成されている。マニュアルは、職員がいつでも確認できるよう職員室に設置し、各職員にも配布され、職員オリエンテーションで読み合わせを行う等、周知されている。「ケガの対応について」は、マニュアル通りに行われているかについて「事故報告チェックリスト」により確認が行われている。コロナ禍における行事は、過密を避け、保育参観日はクラス毎に2日間設定して実施し、遠足も従来の大型バスの利用から地域を回るウォークラリーに変更して実施している。</p> <p>各種マニュアルが作成されているが、職員が実施しやすい具体的な内容等の検討が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
		2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
		3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント		<p>標準的な実施方法は、園長と教頭、職員が参加する2月の教育課程編成会議において検証し見直すことが定められている。コロナ禍の保育参観は、職員や保護者の意見を反映して、屋外での運動や遊びを中心とし、密にならないよう参観日を6日間設定する等の対応をしている。</p> <p>今年度作成された複数のマニュアルについては、職員間で話し合い、随時、加筆修正を行っているが、各種マニュアルの主旨をとらえて更なる検証、見直しの継続、及び見直しの過程がわかるように制定年月日や改訂年月日の記載が望まれる。</p>	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
着眼点	○	1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○	3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○	4	(認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○	5	(認定こども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○	6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○	7	(認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○	8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○	9	(認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント		<p>年間指導計画や月、週・日案等の原案を各クラス担当職員が作成し、責任者を園長としている。アセスメントは、入園前の面接や児童票等で、園児の家庭状況や成育歴、既往歴や予防接種状況、食事や排泄等の生活状況を把握し、職員会議で確認、協議している。入園後は、個別面談等を通して発達上の課題や保護者の要望等の把握に努めている。指導計画は、全体的な計画の5領域のねらいや内容に基づいて作成され、「遊びの中で文字や数字への関心を高める」、「言葉で伝える」、「身近な自然や動植物に触れる」等、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿が環境構成や職員の援助に反映されている。個別の指導計画について、特別な配慮を必要とする園児に対しては、利用している児童デイサービス事業所等が参加する会議で、保護者の意向を確認し、特別支援指導計画書が作成され、保護者の同意を得ている。「指導計画作成・見直しの手引き」が作成され、月案は毎月第3木曜日、週・日案は毎週木曜日の週案会議に園長と教頭、全クラス担当職員が参加して検討し、作成されている。</p> <p>週・日案は、週案の反省・評価から翌週の園児の姿をとらえ、その姿に基づいた「ねらい」や「内容」の設定に反映できる工夫、及び指導計画に支援を要する子どもの項目の追加、月間指導計画は今年度の実施に沿った月の計画となることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>「指導計画作成・見直しの手引き」に沿って指導計画の評価・見直しを行っている。全体的な計画は毎年2月に園長より次年度の案が示され、職員会議で検討して決定している。年間指導計画は、各クラスで期毎に見直しを行い、2月の職員会議で検討されている。月案は毎月第3木曜日に、週・日案は毎週木曜日の週案会議で振り返りや評価を行い、翌週の計画に反映させている。指導計画作成後は、ヘルパー職員にも配布し共有している。指導計画の評価・見直しにあたっては、週末の反省の「戸外遊びで縄跳び等の運動遊びへ興味を示さない子どもがいる」を翌週の子どもの姿とし、支援内容に「みんなで一緒に楽しめるような場の設定やチャリョーカードを活用し、挑戦できるよう声かけする」等を入れて工夫している。そうすることで、友だちの影響や保育教諭の声かけに「やってみよう」と挑戦する子どもが増えた。指導計画の緊急の変更について、運動会は雨天時に延期できるよう2日間設定し、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受けたクラスは、更に日程を変更して実施している。</p> <p>週・日案は、週末の振り返りや評価から、翌週の計画に反映できるよう更なる取組、及び月末の子どもの姿の翌月の計画への反映、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。</p>		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
		6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>園児の発達状況や生活状況等は、こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。週案等の指導計画は、先週末の子どもの姿が翌週に記載されて教育・保育が実施されていることが記録から確認できる。支援を要する子どもについては、個別支援記録が作成され、支援が必要な場面や園児の姿等がヘルパー日誌に記録されている。一人ひとりについて月毎に「本児の姿」として個別記録が作成されている。各クラスの週・日案の作成は輪番制にし、記録内容や書き方に差異が生じないようにしている。市職員採用時の記録作成研修と園長による指導要録の書き方についての研修を受講し、ヘルパー職員には記録様式の変更等について説明されている。情報の共有については、各クラスの保育日誌で保護者への伝達忘れがないように確認欄を設け、事故等の重要案件で周知を必要とする情報は、その都度全職員に周知を図り、更に職員会議で報告している。指導計画作成については、週案会議やクラス会議で共有している。</p> <p>指導計画や記録ファイル等園内の情報共有に向けて、パソコンネットワークの活用が望まれる。</p>		

項目			評価結果	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント		<p>記録の管理体制については、こども園の個人情報に関するマニュアルや那覇市個人情報保護条例及び那覇市文書取扱規程等で園児の記録の保管と保存、廃棄、情報提供に関する事項を定めている。個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策として、児童票や指導要録、USBやSDカード等の持ち出しを禁止し、児童票やさくらチアーズ用パソコン、アイパット等は、鍵付きのキャビネットで収納・保管している。記録管理の責任者は園長となっている。園長は、年度当初のオリエンテーションで、守秘義務の遵守事項や「職員心得」等、個人情報の取り扱いについて職員に周知し、市の個人情報保護についての研修を受講している。保護者には「入園のしおり」で個人情報の取り扱いについて説明し、緊急時の連絡体制としてのメール配信やこども園ホームページ、各種便り、リーフレット掲載についての同意書を得ている。</p> <p>園児と保護者の個人情報の取り扱いについては、こども園で使用する利用目的を具体的に示して公表することが望まれる。</p>		
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育				
A-1-(1) 子どもの権利擁護				
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	c
着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
		3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント		<p>権利擁護の取組については、権利擁護マニュアルとして権利条約から権利擁護に関する一般原則4項目と4つの権利の合計8項目が明示されている。「那覇市世界にはばたくこどもの街宣言」に、子どもや保護者との約束が謳われている。市の「子ども虐待対応マニュアル」が作成され、その内容として初期対応のフローチャートや園での1日のチェックポイントが明記されている。全国保育士会の倫理綱領をこども園独自に転用した倫理綱領やプライバシー保護マニュアル、相談・苦情対応マニュアルが整備され、保護者アンケートによる意向の把握もされている。マニュアルに基づいて、登園時の子どもの視診や教育・保育時の子どもの発言、連絡のない子どもの休みなどへの対応など具体的に取り組んでいる。要対協発行のポスターを職員室に掲示し、日常的に虐待防止が意識できる対応がされている。職員会議や週案会議で気になる子どもの状態や様子を職員間で共有している。園長は、権利擁護に関する「体罰禁止とその対応方法について」を受講し、全職員へ伝達研修を実施している。</p> <p>人権擁護のためのチェックリストの活用や職員が具体的に検討する機会の定期的な設定、及び権利条約の8件の各権利について、どのように取り組むかの方法等を明示し、職員が理解し取り組めるマニュアルの内容について検討が望まれる。</p> <p>職員による不適切な関わり予防や早期発見に向けて、「不適切な保育チェックリスト」を活用し、毎年、職員自身の振り返りが行われることに期待したい。</p>		

項目			評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
着眼点	○	1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
	○	2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	○	3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
	○	4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	
		6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	
	○	7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
コメント		<p>全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生・安全管理、食育の推進、子育て支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・関係者評価)、研修計画・学力向上推進計画、安全、子どもの発達過程や家庭状況等を考慮して作成されている。全体的な計画の見直しは、2月に教育課程編成会議で行い、次年度の計画を作成している。</p> <p>保護者に対して指導計画を周知するための説明が期待される。</p>	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
着眼点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
コメント		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機等で温度を調整し、空気清浄機が各教室に設置されている。園内外の設備用具について、室内の遊具は毎日教育保育終了後に消毒し、施設の清掃等は職員が実施している。安全管理については、安全点検表で室内や固定遊具、階段、外の設備等の24～29項目について、毎月各クラスの当番職員が、安全点検を行っている。雲梯や家具の角には安全対策が取られている。外遊びの場として広い園庭と雨天後に直ぐ使用できる中庭広場等がある。5歳児の教室には隠れ家的なロフトが設置され、4歳児室では集団から離れてゆったりくつろげる空間がある。廊下側には友だちと一緒に過ごしたくなる絵本コーナーが設置され、落ち着ける場所がある。各教室にゴザが準備され、新年度スタート時や夏季休業期間などに昼寝を実施し、寝具は週末に家庭で洗濯して清潔を保っている。トイレは、4歳児用は教室に設置され、5歳児用は男女に分けてドアが設置され、毎日職員が清掃を行い、明るく清潔が保たれ、園児が利用しやすい設備となっている。</p> <p>日々の安全点検の実施が望まれる。</p>	

項目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育については、入園面談で、集団経験の有無や基本的な生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム等を把握して学級経営案を作成している。新しい環境や人間関係の中で、保育教諭は一人ひとりの気持ちを受容し見守りながら信頼関係を築き、園児が安心して自分らしさを発揮できるよう、認められる経験を通して自己発揮できるように支援している。園児のつぶやきや思いつきに共感しながら「・園児が表現しようとすることをよみとり・」等園児の欲求や思いに寄り添い、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。 週・日案に困り感を持っている園児の姿やねらい、支援の内容の追記を期待したい。	
50	A⑤	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
着眼点	○	1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント		基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備については、基本的な生活習慣年間指導計画(あいさつ・衣服の着脱・所持品の始末・生活に必要な言葉・世話や清掃・ルール・片付け・・・)を作成し、月・週案に基本的な生活習慣の項目を設定している。「身の回りの始末やトイレの使い方など一人ひとりの様子を見てほめたり一緒に行ったりするなど…やる気を引き出していく」等、一人ひとりに合わせて手伝い、見守り、教えながら基本的な生活習慣を身につけることの大切さを伝えている。要覧に登園後は「外で好きな遊びをする」とあり、昼食後は午後のおやつまでの間「教室でゆったりと好きな遊びをする」と表示され、昼寝も含め遊びと休息のバランスが保たれる工夫をしている。ゴールデンウィークや各休業後には家庭生活援助アンケートを実施して園生活リズムを取り戻す工夫をしている。 基本的な生活習慣の習得に向け、園児一人ひとりの発達過程や気持ちに配慮した更なる支援が望まれる。	

項 目			評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	着 眼 点	○ 1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○ 2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ 4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○ 5	生活と遊びを通して、友だちなど人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		○ 6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○ 7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		○ 8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
	コメント	<p>主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開について、園庭や教室では指導計画に基づいて月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を整え、園児は好きな遊びを見つけ一人で、または気の合う友達と関わりながら取り組んでいる。教室入り口には友だちと一緒に育てたひまわりの種を収穫して10個ずつ入れた袋や絵画教室の作品が展示されている。教室ではカブトムシの幼虫やグッピー等が飼育され、園児が世話をすることで小動物に興味や関心が持てるよう配慮されている。季節ごとに様々な野菜や草花が栽培され、園児たちが水かけ等を行っている。遊戯室前の壁には4月から育てた野菜の生長や収穫の写真が月ごとに掲示され、園児が野菜の成長や収穫を思い出し振り返りができる環境となっている。廊下側には保育教諭が意図した環境を整備し、友だちと一緒に過ごしたくなる絵本コーナーが設置されている。生活や遊びの場面で園児のつぶやきや気持ちを受け止めてクラスで共有し、表現の仕方を援助をしている。5歳児は、「思いついたことを友だちと一緒に取り組むことが楽しい」と気づき、話し合いを繰り返しながらお店屋さんごっこやお化け屋敷、ラーメン屋さんごっこなど協同で活動している。友だちと関わり、意見の違いを認め、自分の気持ちを伝えること、友だちの気持ちに気づいて譲り合える経験を積むことを保育教諭は支援している。遊びの中で進んで体を動かすことができるように「チバリヨーカード」を活用し、運動会でダンスや縄跳びの取組で関心や意欲を育てている。</p>		
52	A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	コメント	0歳児が在籍していないため、評価対象外である。		
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	コメント	3歳未満児が在籍していないため、評価対象外である。		

項目			評価結果	
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		○	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
		○	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
		○	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。
		コメント	<p>4歳児は、保育教諭が園児一人ひとりの話を丁寧に聞き、初めて経験することに不安を感じる園児には、少人数で個別に関わる時間を確保して寄り添い、信頼関係が構築できるように取り組んでいる。登園後は、好きな遊びができるよう複数のコーナーを作り、前日作った作品を展示して遊びが継続できる工夫もしている。園児の発案から遊びを広げられるように園児同士の話し合いを見守り、時には支援し、ヒントになる絵本や必要な教材、廃材等を用意している。お化け屋敷やお店屋さんごっこ等、集団の中で自分の力を発揮し、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組める環境を整えて保育教諭が関わっている。</p> <p>5歳児は、新しい環境や自分のやりたい遊びができるように配慮している。進級児は前年度の遊びが継続できるように、新入児は面接で聞いた遊びを参考に複数の遊びコーナーを用意して集団に慣れにくい園児が落ち着いて取り組めるように囲いを作り、保育者と1対1で関わり好きな遊びが見つけれられるよう支援している。友だちと一緒に楽しいと感じられるように、簡単な集団遊びやリズム遊びを取り入れている。月や季節ごとにコーナー遊びが変化し好きな遊びに取り組み、作品を展示して紹介し、友だちの良さを伝え合う場を作り、友だちや友だちの遊びに興味を持つ支援をしている。好きな友だちのグループ活動や遊びを通して友だちを励まし、時には励まされながら関わることで、集団の中で友だちと協力して一つのことをやり遂げる遊びや活動に取り組める環境を整え保育教諭等が適切に関わっている。運動会でのダンスや縄跳び、かけっこ保育参観等、また降園時の様々な運動遊びに友だちと取り組んだ活動を保護者へ披露し、小学校へ伝える機会がある。</p> <p>3歳児が在籍していないため、着眼点1は評価対象外である。</p>	
55	A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○	1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
		○	2	障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
		○	3	計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。
		○	4	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
		○	5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
		○	6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
		○	7	職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
		○	8	他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。
		コメント	<p>障害のある園児が安心して生活できる環境整備と配慮については、特別支援教育経営方針が策定され、教頭が特別支援コーディネーターに位置づけられている。担任保育教諭以外に特別支援教育ヘルパーが配置され、月1回園内支援委員会を開催して情報や支援の共有が図られている。建物設備はバリアフリーで、多目的トイレが設置され支援児を受け入れる環境が整備されている。病院や児童デイサービスなど関係機関と連携し、計画の策定や支援について情報交換している。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、半年ごとに保育の振り返りを行い保護者の同意を得ている。特別支援ヘルパーは日々の記録を作成し、月に1度クラスごとに担任や支援ヘルパーの会議を開催して支援の振り返りを行っている。計画に基づき園児の特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友達との関りについて援助している。午後より児童デイサービスを利用している園児もいる。心理士による巡回指導相談を受け、保護者とともに専門のアドバイスを受けている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関しての専門性を高め、保護者からの相談に対応し、個人面談を実施している。入園のしおりに「特別支援教育」についての内容が表示されている。</p> <p>クラスの指導計画に支援児と友だち、環境との関わり等追加し、クラス活動の取組の記録の整備に期待したい。</p>	

項目			評価結果	
56	A⑩	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
		○ 2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
		○ 3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
		○ 4	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
		○ 5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○ 6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
		○ 7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
		○ 8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
		○ 9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
	コメント	<p>在園時間の異なる園児のための環境整備と配慮について、職員は時差勤務を行い、コロナ禍において平日はクラス中心で、土曜日は異年齢で過ごしている。延長保育や一時預かり保育の実施計画が作成されている。延長保育は18時30分～19時30分まで合同で対応し、パズルや絵本等で遊び、園児が楽しく過ごせるよう配慮し月2～3人が不定期に利用し、園独自でおやつ(せんべい等)が用意されている。一時預かり保育の利用もいる。4歳児は年間を通して、5歳児は新年度スタート時から夏季休業期間に昼寝を行っている。登園の早い園児や延長保育を利用している園児の様子については、クラスで早出・遅出の担当保育教諭で引き継ぎ簿を使って伝えている。保護者との連携については口頭でやり取りし、必要に応じてメールや電話などで伝える体制になっている。長期休暇前の遊びや休暇中の体験を遊びに取り入れ、園児が園生活のリズムを整えられるような支援がある。</p> <p>月や週・日の指導計画等に延長保育や一時預かり保育の園児の援助についての記載が望まれる。</p>		
57	A⑪	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	着眼点	○ 1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
		○ 2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 3	保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
		○ 5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
	コメント	<p>小学校との接続については、全体的な計画に小学校との連携や接続が位置付けられている。隣接する小学校との接続連携計画として、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムが作成されている。日常的な交流や行事を通じた交流、園児と児童の交流、職員間の交流などが実践されている。「保・幼・こ・小連絡協議会」では近隣の保育所等が参加する合同会議で、スタートカリキュラムの確認や課題等を共有している。保護者が小学校以降の見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援している。小学校や中学校への接続として真和志こども園学力向上推進に関する取組を保護者に周知して取り組んでいる。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点に基づいた園児の育ちや発達の状況を踏まえこども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
着眼点	○	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
		7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
	コメント	<p>子どもの健康管理について保健計画を作成し、健康診断の実施と病気やケガへの対応、与薬については、及び感染症の予防と発生時の対応についてのマニュアルが作成されている。ケガ等については、那覇市の事故報告チェックリストに沿って保護者や主管課へ報告し、事故報告書を作成している。新型コロナウイルス感染症の発症時は、那覇市のガイドラインに沿って対応している。毎朝の視診で健康状態を確認し、気になる場合は保護者に家庭での様子を聞いている。37℃以上の発熱時は保護者に連絡して迎えをお願いするとともに、他児との接触を避けて職員室で過ごさせている。職員は子どもの健康管理に関する研修を受講し、園児の健康状態に関する情報は引き継ぎ簿を利用して職員間で共有し、ケガ等については事後に電話で家庭での様子を保護者に確認している。年2回、健康診断や歯科検診が行われ、子どもの健康状態は職員に周知し共有されている。入園時の面接で、既往症やアレルギー疾患、予防接種など、保護者から子どもの健康に関する情報が得て児童票に記録している。特別な配慮を必要とする園児については、保護者と連携して見守りながら援助している。保護者に対し、全体的な計画をホームページで公開するとともに玄関に掲示し、重要事項説明書や入園のしおり、保健便りや園だより等で感染対策及び健康に関する園の方針や取組などを伝えている。</p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルに健康診断受診についての事前の準備や健康計画の位置づけ等を追加し、見直しが望まれる。</p> <p>着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
着眼点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
		2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
	コメント	<p>健康診断や歯科検診等については、嘱託医による年2回の健康診断と歯科検診を実施し、発育測定(年3回実施)と尿検査、蛭虫検査、視力検査も行っている。結果は健康診断票に記録して園長や教頭、担当職員に周知されている。検査結果は保護者に通知され、治療等が必要な場合は病院受診を促し、受診後は結果を確認している。園児には健康な身体づくりに関心が持てるように、健診等の前後に「じょうぶな体」や「むしばちゃんのなかよしたあれ」等の絵本を読み聞かせて受診の意義や大切さを伝えている。給食やおやつのは後は歯磨きをし、支援が必要な園児には仕上げ磨きをしている。歯科検診の結果、虫歯ゼロの園児には「きらきら賞」、治療して虫歯ゼロの園児には「ピカリン賞」で表彰し、歯の大切さを子ども自ら持てるよう支援している。</p> <p>健康診断・歯科健診、視力検査の結果を集計・分析して保健計画等への反映が望まれる。</p>	

項 目			評価結果	
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
着 眼 点	○	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>アレルギー疾患や慢性疾患等への対応については、こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表と食物アレルギー対応マニュアルが主管課で作成されている。入園時に子どものアレルギー疾患や慢性疾患等の有無を確認し、アレルギー疾患を持つ園児には、医師の指導管理表を提出させて対応している。慢性疾患や特別な配慮を必要としている園児には、アセスメント後に保護者と医師、園長、担任で対応について確認し、個別の「緊急時対応マニュアル」等を作成してクラスと職員室に掲示し、緊急時に備える対応をしている。最近では体力がつくとともに症状が軽くなっている。アレルギー疾患のある園児への対応については全職員で共通理解し、食事提供時はアレルギー食献立表をもとに代替食や除去食で対応している。配膳確認票を毎月作成して受け取った職員と配膳者が確認してサインしている。食器の色を変え、席は職員の近くにする等の配慮をしている。アレルギー疾患への緊急対応として、エピペンの使用方法の園内研修を実施し、エピペン利用法を掲示して、全職員で共通理解している。「保育園における食物アレルギー対応」(オンデマンド)を受講した職員の報告書を全職員に回覧して周知している。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応について、他の保護者には入園のしおりで説明している。園児にはアレルギー疾患等のある子の保護者に確認して担任が具体的にわかりやすく説明している。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
着眼点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
	コメント	<p>食育年間計画や給食指導計画が作成され、全体的な計画や年間指導計画に食育を位置付けて取り組んでいる。給食は市の給食センターから配食され、献立表は赤や黄、緑の食品と食材を区分して表示され玄関先に掲示している。その日の給食も展示し保護者も参考にできるようにしている。コロナ禍以前はクラスで友達と向き合って食事をしていたが、遊戯室等に移動して静かな雰囲気音楽を流して2人ずつ前向きでの黙食をしている。咀嚼の弱い園児には食材を一口大に切り、個人差に配慮して牛乳の量を減らし、食事量を加減して完食できた喜びを経験させるよう配慮している。その日の園児の体調に配慮しておかずや牛乳の量を加減することもある。食器は耐熱用のメラミン樹脂で、ご飯と汁、おかず、果物用と、丼やパスタ用が準備されている。現在は感染予防のため職員が配膳し、食事の前に今日の献立や食材を紹介して、食材クイズを通して食への興味関心を持たせている。子どもが苦手なメニューや食材の場合、無理強いをせず、「一口食べてみよう」と声かけの工夫をして、食べることができるようになったら保護者にも伝えている。食育年間計画で栽培活動(ゴーヤーやインゲン、人参、ジャガイモ、玉ねぎ等)を行い、収穫した野菜を家に持ち帰って「お家でクッキング」に取り組んでいる。保護者に園児が調理する様子や食べた園児の感想等を写真やコメントで記載してもらい任意で提出させ、同意を得て園内に掲示している。給食参観した保護者からは、「家では野菜を食べないのに、こんなに食べたんだ。友達と食べると家で食べないものも食べる」等の声がある。主管課発行の給食だよりや毎月の献立表を保護者に配布している。</p> <p>「クワッチーサピラ」の挨拶をして一斉に食べているが、一人ひとりの主体性に配慮した食事の提供についての検討に期待したい。</p>	
62	A⑪	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
着眼点	○	1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
	コメント	<p>食事は、栄養士による献立で市の給食センターからの配食となっている。毎月の給食会議で、クラス毎に好評だった献立(カレー、肉、汁物等)と人気なかった献立(野菜)を報告し、気になることや要望等を記録して給食センターへ伝え、栄養士と情報交換している。給食は各クラスごとに担当職員が対応し、一人ひとりの食べる量や好き嫌いを把握して配膳している。偏食のある園児に対しては、保護者と連携して対応している。園長や教頭が検食して検食簿が作成され、残食は保育日誌に記録されている。季節感のある献立として、夏野菜のカレーや七夕の星型コロッケ、ひな祭りのちらしずしを提供し、スイカやナシ、カキなどの旬の果物を提供している。地域の食文化や行事食として、沖縄そばやナーベラー・シブイアップシー、誕生会メニューとして赤飯にイナムドッチとクープイリチーを提供している。給食の搬入時に園児が調理員と会話を交わす機会があり、勤労感謝の日には園児が調理員に感謝の手紙をプレゼントしている。</p> <p>給食センターの栄養士や調理員による給食場面の観察や子どもとの交流の機会を設けること、及び残食については集計・分析して献立に反映させることに期待したい。</p> <p>着眼点7は、給食センターからの外部搬入のため、評価対象外である。</p>	

項 目			評価結果
A-3 子育て支援			
A-3-1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
着 眼 点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
コメント		<p>家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、メールや電話や手紙で伝えることもある。学級開きや個人面談(年3回)、運動会や生活発表会等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。運動会などの行事終了時には保護者にアンケートを実施し、行事への理解や園児の成長の共有、行事への参加のしやすさなどを振り返る機会を設けている。園だよりに行事予定や指導のねらいがあり、家庭との連携(協力願い)として登降園の持ち物や保育参観、生活リズム等、月ごとに必要な内容が記載され、ホームページにも公開している。クラスだよりには園児の活動の様子(写真)やお知らせ等が記載され、毎月保護者に配布されている。家庭の状況は入園時の面接資料や指導の記録、個別面談記録等に記載されている。個人面談や保育参観等はコロナ感染症対策を行い、日程や時間を工夫して保護者が参加や参観しやすいようにしている。</p>	
A-3-2)保護者等の支援			
64	A⑲	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
着 眼 点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		<p>保護者が安心して子育てできる支援としては、お迎え時や個人面談、子育て相談日等で保護者との信頼関係を築く機会としている。「入園のしおり」に年間行事や子育てに関する悩みを気軽に相談できることが記載され、入園時に説明されている。保護者からの相談窓口は園長と教頭としている。クラス担任に寄せられた相談で対応が困難な場合は、園長や教頭の助言を受けて対応している。相談内容は、保護者相談受付票に記載され結果は職員会議で報告されている。内容によっては市の子育て支援室と連携し、発達支援センターや放課後児童デイサービスの利用に繋げる等の対応をしている。玄関先には那覇市発行の令和3年度那覇市子育て応援ガイドの冊子が置かれ、地域の子育て支援センター等の便りや数か所の学童クラブのチラシが掲示され子育て支援の情報を提供している。子育て支援年間計画が作成され、未就園児対象の施設利用については園庭開放(毎週木曜日)や遊戯室(通年)での子育て相談を予約で利用できるようにしている。</p>	

項 目			評価 結果
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
着 眼 点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
		7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
コメント		<p>不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(表情、声、服の汚れ、朝ご飯の状況、身体のアザ、怪我等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)に注意を払っている。不適切な養育(虐待等)の恐れがある場合は、「虐待発見時の対応マニュアル」のフローチャートに基づいて教頭や園長に報告し、園内緊急会議を開催して対応した記録を残している。不適切な養育の恐れがある場合は、保護者との会話の中で、子育ての不安や不満、悩み事がないかなどを聴き、保護者に寄り添い、個人面談等を実施している。気になる保護者に対しては子育て相談の利用を促し関係性を築くようにしている。不適切な養育(虐待)等を発見した場合は、子育て支援室や児童相談所等の関係機関と連携し、虐待防止に取り組んでいる。</p> <p>整備されているマニュアルに基づく職員研修の毎年の実施が望まれる。</p>	